



平成 27 年 10 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 文 教 堂 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 嶋 崎 富 士 雄
(J A S D A Q コ ー ド 番 号 : 9 9 7 8)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 社 長 宗 像 光 英
管 理 本 部
T E L 0 4 4 - 8 1 1 - 0 1 1 8

子会社の訴訟の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社ブックストア談が、株式会社新大阪ステーションストアに対し提起しておりました賃借権確認等請求控訴事件について、平成 27 年 10 月 6 日付にて大阪高等裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 当該子会社等の概要

- (1) 名 称：株式会社ブックストア談
- (2) 所 在 地：川崎市高津区久本三丁目 3 番 17 号
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役社長 嶋崎富士雄
- (4) 事 業 内 容：書籍・雑誌等の小売業
- (5) 資 本 金：313 百万円

2. 判決のあった裁判所及び年月日

大阪高等裁判所
平成 27 年 10 月 6 日

3. 訴訟の経緯

当社の連結子会社である(株)ブックストア談（原告）は、(株)新大阪ステーションストア（被告）と賃貸借契約を締結し、昭和 62 年から新大阪駅内に書店を出店し営業をしておりました。

原告は、被告の排煙設備設置工事の施工に伴い、平成 25 年 5 月に原告の書店の区画を一旦明け渡したところ、被告に再出店を拒まれたため賃借権の確認等を求める訴えを、平成 25 年 7 月 11 日、大阪地方裁判所に提起しましたが、その後被告が、原告の書店区画を第三者に賃貸したため、訴えを損害賠償請求に変更しました。

大阪地方裁判所は、平成 27 年 1 月 20 日、被告に 2,853 万 735 円の支払い等を命じる判決を言い渡しましたが、原告及び被告双方が、大阪高等裁判所に控訴しておりました。

4. 判決の要旨

- (1) 被告（(株)新大阪ステーションストア）は、原告（(株)ブックストア談）に対し、5447 万円及びこれに対する平成 26 年 7 月 26 日から支払い済みまで年 6 部の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は第 1 審第 2 審を通じてこれを 4 分し、その 1 を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

5. 今後の見通し

本判決による賠償金の収入、その他本判決の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

なお、当社は本判決について承服しておりますが、本判決に対して上告が提起され、上告審において審理されることとなった場合においても、本判決の内容が維持されるよう対応してまいります。

以 上